

村長からの

メッセージ



3月11日の大震災、そして16日の避難生活から2カ月以上が過ぎました。この間、村民の皆様には不自由なつらい避難生活を強いられ、精神的苦痛もピークのことと思います。誠に申し訳ございません。国や東京電力(株)によると原発が安定し事態が収束する時期は、当初示された作業工程より遅れるとの見通しがでてきており、解決までには時間が必要と思われます。「必ず戻る!」「必ず戻ることができ

る!」と信じ、もう少しの間、健康に注意しお互いに耐えて行きますように。

避難以来、村民の住所確認、2次避難所への紹介、義援金や仮払補償金の案内、借上アパート・仮設住宅の情報発信、更には、一時帰宅の準備など全力で取り組んで参りました。6月中旬には仮設住宅への入所が可能となります。今後は県外に避難されている方へのタイムリーな情報提供と地下水、土壌、農産物、樹木、牧草等の放射線レベルを測定しながら被害を受けた農林業、畜産業、商工業、製造業などの損害賠償問題に取り組んでいきたいと考えております。5月16日には原子力損害賠償紛争審査会が文部科学省で開催され、川内村の現状を説明し、ただ単に、お金を積上げればい

いと言うのではなく、村民の思いや考えを尊重してほしいと訴えて参りました。被害救済が重点課題と認識しております。そして、復興、復旧に向けたビジョンづくりも進めております。放射線汚染対策、産業振興基盤の整備、快適な居住地の整備、道路網の整備等の計画づくりを職員共々全力で取り組んでおります。

川内村は、日本の原風景である豊かな山河の自然とともに共存し、それを守り後世に引き継いできました。必ず故郷に戻り再生していく考えです。

明けない夜はありません。「失意泰然」困難な時ほど元気を出して、この難局を村民のみなさんのご意見を聞きながら乗り越えていきたいと思えます。みなさん頑張りましたよ!!

3月11日 東日本大震災

平成23年3月11日午後2時46分太平洋を震源とするマグニチュード9の大地震が東日本を襲い、壊滅的な打撃を与えました。また、東京電力福島第1原子力発電所の事故により近隣町村は避難指示が出され、長期的な避難を余儀なくされています。



大智学園 法面崩落

建物倒壊



ビッグパレット炊き出し



スクリーニング検査



小学校初登校



一時帰宅説明会

被災証明

被災証明書

避難者に関する「罹災証明書」又はそれに代わる証明書「被災証明書」の発行について

地震や津波、原発事故災害のため避難する住民が、県内外の公営住宅の一時的な入居やその他のサービスを受ける際に「罹災証明書」の提示が求められることがあります。

この場合証明書の取扱は左記の要件により発行します。

○地震・津波による住宅被害(全壊・大規模半壊)が確認できる場合は「罹災証明書」

○地震・津波により被災した地域に居住を有し、道路の寸断・社会的インフラの破壊等により当該地域に居住することが困難であるため、長期の避難が必要と市町村が判断した場合「被災証明」

○原発事故で、原子力発電施設

から20km以内の警戒区域に居住している方、緊急時避難準備区域・計画的避難区域に居住している方は「被災証明」

川内村の場合は、避難者の申し出により「被災証明書」を交付します。

電話での申し込みも受付し、証明書を郵送します。発行手数料及び郵送料は無料です。

確定申告

申告がまだ済んでいない方

平成22年分確定申告事務について、受付準備が整いましたのでお知らせいたします。申告の必要のある方は左記の日程にて申告下さるようお願い致します。

なお、最寄りの税務署でも相談・申告をすることができます。

○申告会場
川内村災害対策本部
(ビッグパレットふくしま)

○申告期間 6月1日(水)～
6月30日(木)

説明会

村内在住の方を対象に説明会を開催します

村では、現在、村内に在住している方を対象に説明会を下記の通り開催しますのでお知らせします。

開催日時 6月25日
場所 第1区集会所
午前10時から
午後2時～

○第3区活性化支援センター

○原発の状況について
○避難状況について

医療

医療機関での受診について

今回の地震で被災地域の住民は医療機関で受診する際、被保険者証なしでも氏名、生年月日等を申し出るだけで受診できます。(※なお、村では国保の該当者に被保険証を送付いたしました。)

また、窓口負担の支払いは6月末まで、猶予又は免除されません。(川内村国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入されている方は6月末までは個人負担が免除。その他協会健保、健保組合、社会保険については各関係機関にお問合せください。)

なお、該当するのは下記の方になります。
(1)災害救助法が適用されている被災地域の住民で以下の申し出のあった方

○福島県第一原発の事故に伴い政府の警戒区域・緊急時避難準備区域・計画的避難区域の方(川内村は緊急時避難区域です。)

○住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方

被災証明

被災証明書

避難者に関する「罹災証明書」又はそれに代わる証明書「被災証明書」の発行について

地震や津波、原発事故災害のため避難する住民が、県内外の公営住宅の一時的な入居やその他のサービスを受ける際に「罹災証明書」の提示が求められることがあります。

この場合証明書の取扱は左記の要件により発行します。

○地震・津波による住宅被害(全壊・大規模半壊)が確認できる場合は「罹災証明書」

○地震・津波により被災した地域に居住を有し、道路の寸断・社会的インフラの破壊等により当該地域に居住することが困難であるため、長期の避難が必要と市町村が判断した場合「被災証明」

○原発事故で、原子力発電施設

から20km以内の警戒区域に居住している方、緊急時避難準備区域・計画的避難区域に居住している方は「被災証明」

川内村の場合は、避難者の申し出により「被災証明書」を交付します。

電話での申し込みも受付し、証明書を郵送します。発行手数料及び郵送料は無料です。

確定申告

申告がまだ済んでいない方

平成22年分確定申告事務について、受付準備が整いましたのでお知らせいたします。申告の必要のある方は左記の日程にて申告下さるようお願い致します。

なお、最寄りの税務署でも相談・申告をすることができます。

○申告会場
川内村災害対策本部
(ビッグパレットふくしま)

○申告期間 6月1日(水)～
6月30日(木)

説明会

村内在住の方を対象に説明会を開催します

村では、現在、村内に在住している方を対象に説明会を下記の通り開催しますのでお知らせします。

開催日時 6月25日
場所 第1区集会所
午前10時から
午後2時～

○第3区活性化支援センター
○原発の状況について
○避難状況について

医療

医療機関での受診について

今回の地震で被災地域の住民は医療機関で受診する際、被保険者証なしでも氏名、生年月日等を申し出るだけで受診できます。(※なお、村では国保の該当者に被保険証を送付いたしました。)

また、窓口負担の支払いは6月末まで、猶予又は免除されません。(川内村国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入されている方は6月末までは個人負担が免除。その他協会健保、健保組合、社会保険については各関係機関にお問合せください。)

なお、該当するのは下記の方になります。
(1)災害救助法が適用されている被災地域の住民で以下の申し出のあった方

○福島県第一原発の事故に伴い政府の警戒区域・緊急時避難準備区域・計画的避難区域の方(川内村は緊急時避難区域です。)

○住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方

○主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方

○主たる生計維持者が行方不明である方

○主たる生計維持者が業務を

廃止・休止した方

○主たる生計維持者が失職し、

現在収入のない方

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

※もし、地震発生後、川内村国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入された方で窓口での支払いをされた場合は領収書を保管して下さい。後日、負担分をお支払いいたします。

国民年金

被災された国民年金被保険者のみなさまへ

保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとっていただく必要があります。

平年金事務所

TEL 0246-23-5611

介護保険

介護保険に関するお知らせ

介護保険の被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより提示できない場合でも、介護サービスを受けることができます。

《介護サービスを利用する際の利用料等について》
以下の方については、介護サービスの利用料等の支払いが免除されます。(平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間にうけた介護サービスの適用)

(1)災害救助法が適用されている被災地域の住民であり(他の市町村に転出した場合を含む)、
(2)以下の申し立てを行った方
1被保険者又は主たる生計維持者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

2主たる生計維持者が死亡したか、心身に重大な障害を受けた又は長期間入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3主たる生計維持者が行方不明であること。

4被保険者又は主たる生計維持者が業務を廃止・休止したこと。

5被保険者又は主たる生計維持者が失職し、現在収入がないこと。

6原子力災害対策等特別措置法による警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域。

雇用関係

被災者ホットラインの開設

現在、福島労働局では、被災された事業主や労働者の方々から雇用や賃金などの労働分野にかかる電話相談を行っています。
TEL 0120-536-088
フリーダイヤル(無料)※携帯電話からも御利用いただけます。

・開設時間
9時～16時

労働局に寄せられる質問

Q お給料はもらえますか？

A 働いた賃金はもらうことができます。震災で事業所が被害にあり、事業活動が停止、再開の見込みがなく、賃金支払能力がない状態であること
を監督署長が認定した場合等には、国による未払いの賃金の立替制度があります。詳しくは最寄りの労働基準監督署へ問い合わせ下さい

Q 会社が震災で休業しました。雇用保険を受給できますか？

A 受給可能です。災害時の特例措置が定められ、事業所が災害により休止、廃止されて賃金を受けることができない場合は実際に離職していても失業給付を受けることが

できます。(雇用保険に6ヶ月以上加入しているなどの一定の要件を満たしている方が対象となります。)詳しくは、最寄りのハローワークまでおたずねください。

妊娠・子育て編

Q 妊娠で体調がすぐれず仕事を休んでいます。会社から災害後で忙しいので出勤するように連絡が来ました。行かなければいけませんか？

A 体調がすぐれない場合、医師の指導事項に応じた措置の申し出を会社に行うことができます。

また、すでに医師の指導により休業している場合にはそのまま休業が可能です。詳しくは雇用均等室までお尋ねください。

Q 地震で避難したため、妊産婦検診の通院に時間がかかります。休暇を取って通院したいのですが・・・

A 会社の担当者に申し出ることでにより妊産婦検診に必要な通院時間を取ることができま

す。回数等詳しい内容については雇用均等室までお尋ねください。

Q 育児休業中なのですが、地震で会社が休業してしまいました。このまま休んでいてもいいでしょうか。

A 会社が休業していても、既に申し出た育児休業期間についてはそのまま休業できます。育児休業終了後の職場復帰については、会社の状態にもよりますが、会社の人事労務の担当者の方に相談してください。

Q 子どもが怪我をして世話が必要になったのですが、仕事を休むことは出来ませんか？

A できます。子の看護休暇(1年間に付き、小学校就学前の子供1人の場合は5日間、2

人以上の場合は10日間)、介護休業(対象家族1人につき通算93日間まで)等の申し出により休むことができます。詳しくは雇用均等室までお問い合わせください。

Q 産休中に地震に遭ってしまいました。産休あけに、会社に戻れるのでしょうか。

A 戻れます。産休取得を理由に解雇等不利益取扱いは禁止されていますので、そのような問題が起きた場合は雇用均等室までご相談ください。

雇用保険編

Q 指定された雇用保険の認定日に行けないのですが、どうしたらいいですか？

A 被災に伴うやむを得ない事情により受給者が所定の認定日に来所できない場合は、認定日変更の取扱いができます。詳しくは最寄りのハローワークまでおたずねください。

Q 雇用保険を受給中ですが、震災で雇用保険受給資格者証をなくしてしまいました。再発行は可能ですか？

A 最寄りのハローワークにて再発行が可能です。本人を確認できる免許証等の書類を持参のうえ来所ください。

Q 数年勤務していた工場が震災により倒壊し、離職を余儀なくされ、県外に避難しています。雇用保険の受給手続きはできますか？

A 交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できない時は、避難先のハローワークで雇用保険の受給手続きができます。

Q 雇用保険に、さかのぼって加入できますか？

A 原則として事業主等への確認により2年前までさかのぼることができます。更に2年

を超えた場合でも給与明細などの書面によって雇用保険料が天引きされていることが確認できた時点までさかのぼれる場合があります。しかしながら、貸金台帳等の確認資料が全くない場合は、さかのぼって加入することが困難となる場合がありますので、詳しくは最寄のハローワークまでおたずねください。

農業関係

「葉タバコ生産」休耕

葉タバコ生産組合の役員会が開催され、福島第一原子力発電施設の事故から平成23年作付けの葉タバコ生産は、放射能の影響が心配されることから本年産の作付けを見送ることで決定しました。

農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)

東京電力福島第一原発事故の影響により収入減少などの深刻な影響を受けている農業者等に必要とする営農資金を融通いたします。

○貸与限度額 個人300万円

法人・団体500万円

○利子 無利子

○償還期間 5年以内(うち据置1年以内)

○償還方法 元金均等腑又は一括償還とする。

○取扱金融機関 県内各農協(お問い合わせ先)

●福島県農林水産部金融共済室
TEL 024-521-7346

税金

税金の申告・納付について

○村税(住民税、固定資産税、軽自動車税)及び国民健康保険税の申告・納付については、当分の間、期限を延長いたします。

○福島県(及び青森県・岩手県・宮城県・茨城県)の納税者に対して、国税に関する申告・納税等の期限が延長されることになりました。

(平成23年3月15日付け国税庁通知、国税庁告示第8号)

今回の地震がおきた平成23年3月11日以降に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されます。

奨学資金

平成23年度川内村育英奨学資金の対応について

1. 新規申請について

(1) 受付締切

2・3月村広報にて締切を4月9日としていましたが、本年度については平成23年7月31日まで締切を延長します。

申込用紙は村ホームページからダウンロードするか、村災害対策本部にてお渡ししています。

(2) 貸付決定時期
随時受付・審査とし、4月以降の申請分については2カ月以内に審査・決定を行い、所定の口座へ振込を行います。

2. 償還(返済)について

特別措置をつぎの通りとします。
平成23年4月から9月の6ヶ月間は納入を求めないこととし、口座引落しもおこないません。

それに伴い、総償還期間が半年間延長となります。

また、通常通り12ヶ月の納入を希望される場合はお手持ちの納付書でそのまま納入が可能です。災害にともない納付書の紛失等があった場合には再発行を行いますのでご連絡ください

3. 継続貸付について

特別措置として在学証明書・成績証明書の受付期間を延長しています。まだ提出されていない奨学生の方は至急ご連絡ください

ゴミ

ごみの収集及びし尿処理の 申込みについて

現在、東日本大震災（原子力災害）のため、村内にお住いの村民のみなさまには、ごみ収集等につきまして大変なご迷惑をおかけして申し訳ありません。

ごみを処理する南部衛生センター（楡葉町）が20kmの警戒区域となっており、処理場が稼働できない状態となっております。つきましては、ごみ処理等については次のとおり取扱いとなりますので、村民のみなさんのご理解をお願いいたします。

ごみ処理について

6月上旬に第1回の収集を行う予定ですが、収集日は未定です。第1回の収集以降は現在、双葉地方広域市町村圏組合で検討中です。詳細が決定次第、みなさまにお知らせする予定です。

収集するごみ（予定）

可燃ごみ ペットボトル

プラスチック、缶、ビン等
（従来とおり分別は必ずしてください）

収集しないごみ

今回の震災に関する災害ごみ
（例 瓦、ブロックなど）

ごみ袋について

従来のごみ袋は利用可能です。指定されるまで、ごみ袋は他町村のごみ袋を代用しても構いません。（中身が確認できる透明な物）

し尿処理について

氏名、住所、連絡先（随時連絡の取れる携帯電話番号）を左記に申込みください。

申込み先

双葉地方広域市町村圏組合
（郡山仮設事務所）

Tel 024-958-1752

※平成23年2月下旬に配布しました「ごみカレンダー」の

収集日はすべて変更となりますので、ご理解願います。

【問い合わせ】

川内村災害対策本部 住民班
Tel 024-946-8828
024-946-3375

犬

狂犬病予防注射

狂犬病は、一度感染し発症すると、ほぼ死亡するとともに恐ろしい病気です。今のところ日本国内での狂犬病の発生はありませんが、海外から伝染する可能性もあり、法律で年に一度、飼い犬の狂犬病予防注射が義務付けられているところです。

本村においては毎年5月に狂犬病予防の集合注射を実施しておりますでしたが、今年は震災の影響により村内で集合注射を実施することができない状況です。犬を飼っている皆様には、慣れない避難所等での生活で大変ご苦労のことと

は思いますが、最寄りの動物病院で出来る限り狂犬病の予防注射を受けていただきますようお願い申し上げます。

また、飼い犬が狂犬病予防注射を受けた場合は、狂犬病予防注射済証明書を住民課（ビッグパレットふくしま内の川内村災害対策本部仮設庁舎）までお持ちください。注射済票を交付します。

【問い合わせ】

川内村災害対策本部 住民班
Tel 024-946-3375

住民異動届について

○転入届（転居届）

川内村内において、福島第1原発より半径20km圏内は警戒区域により立ち入り禁止のため、転入及び転居（住所を定めること）はできません。ただし、転入できる場合もありますので住民課に相談してください。なお、福島第1原発より半径20kmから30km圏内は、緊急時避難準備区域となっており、出入りに規制はないため転入及び転居は可能です。

○転出届

川内村から他の市区町村への転出はいつでもできますので、川内村役場郡山出張所に転出の届出をして転出証明書の発行をうけていただき、転出先の市区町村役場で転入の届出を行ってください。ただし、転入転出の届出は、異動の日から14日以内をお願いします。

○世帯変更届出

世帯の変更（世帯主変更、世帯合併、世帯分離、世帯構成変更）の届出は、異動の日から14日以内に届出してください。

戸籍届出について

戸籍の届出（出生届、婚姻届、養子縁組届、死亡届等）も川内村役場郡山出張所で受付できます。必要な書類等、戸籍届出に関し分からない点がありましたら、住民課までご相談ください。

外国人登録に関する手続きについて

川内村役場で行っていましたが外国人登録申請、変更登録申請等の通常の手続きが川内村役場郡山出張所で行えます。

死亡届に伴う諸手続きについて

この度の震災において災害や避難生活等により死亡した場合、災害救助法が適応され、火葬料等が給付されます。

年金を受給していた方が死亡した場合、遺族の方から年金の未支給請求が行えます。

国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入していた方が死亡した場合は、葬祭費の支給申請が行えます。

問い合わせ

川内村役場郡山出張所 住民課
TEL024-946-3375、024-946-3378、024-946-8828

住民票・印鑑証明・戸籍謄抄本等の交付について

住民票・印鑑証明書・戸籍謄本等の証明書について、郵送により請求ができます。郵送請求の手続きについては次のとおりです。

【証明書の郵送請求の方法】

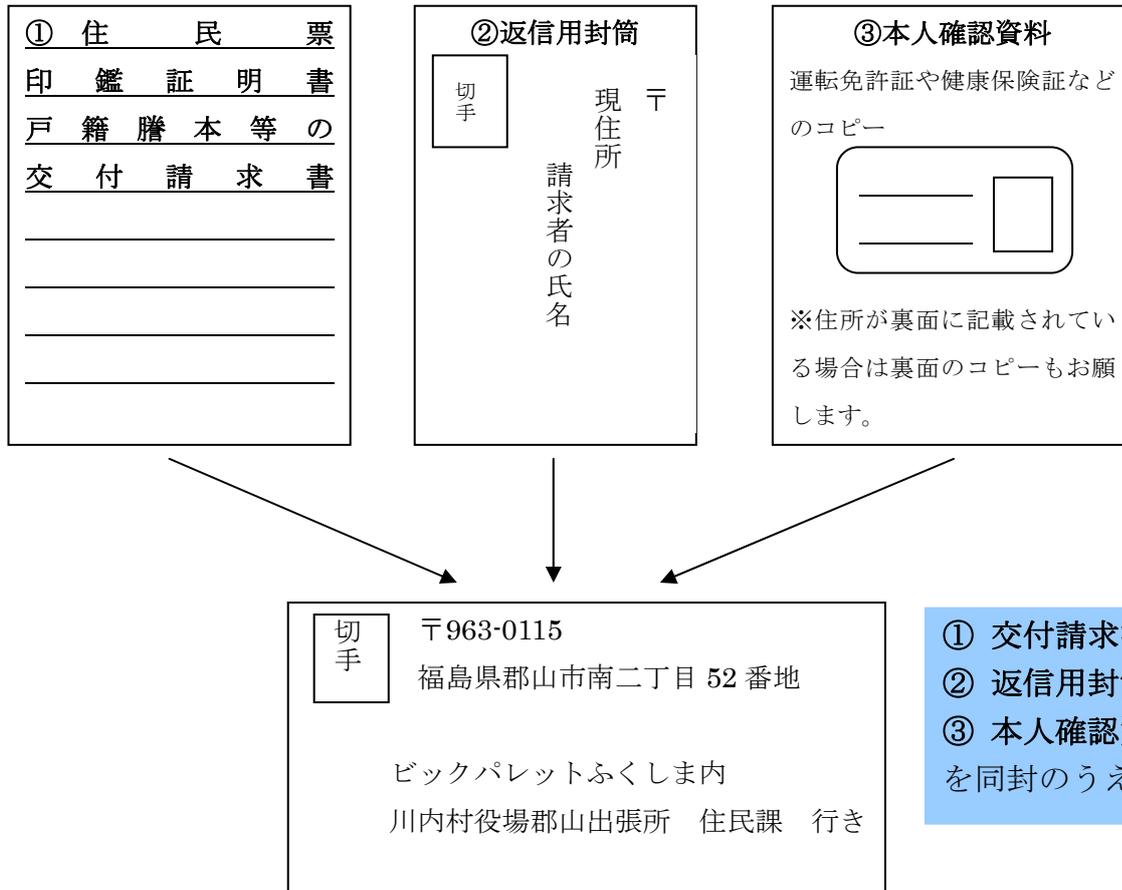
住民票、印鑑証明書、戸籍謄本等の交付請求書に必要事項を記入し、本人確認資料（運転免許証又は健康保険証のコピーなど）と返信用封筒に郵便番号と現在住んでいる住所（避難先）を記載し切手を貼って同封の上、下記送付先に郵送請求してください。印鑑証明書の請求にあたっては印鑑登録証（カード）のコピーも一緒に同封してください。料金は、被災者を対象に無料となります。

送付先 〒963-0115

福島県郡山市南二丁目52番地 ビックパレットふくしま
川内村役場郡山出張所 住民課 行き

※なお、相続などで除籍謄本等が必要なときは、請求者と必要な除籍謄本等に乗っている方との関係が分かる戸籍謄本等の写しが必要になる場合があります。

※不明な点がある場合は住民課（TEL024-946-3375）までお問い合わせください。



東北地方太平洋沖地震の「被災世帯」に対して応急仮設住宅や民間借上げ住宅入居者募集のお知らせ

東北地方太平洋沖地震の「被災世帯」で、自主避難等により自宅に居住できなくなった世帯等に、郡山市内の応急仮設住宅及び民間借上げ住宅を、福島県が一時提供します。

1 住宅を一時提供する対象世帯

東北地方太平洋沖地震の「被災世帯」であって、自主避難等をし、自力での住家の確保が困難な世帯等のうち、次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 川内村内に在住する者(※)のいる世帯。村内全域対象。
 - (2) 村外から避難してきた世帯で、現在、本村の災害対策本部に登録されている世帯。
- ※川内村内に在住する者とは、基準日(3月11日)に本村に住民票があった方とします。

2 提供期間について

原則として、1年間とする。ただし、特別な事情がある場合は、最長2年間までとすることができる。

3 提供する住宅の種類

郡山市内の建設される応急仮設住宅及び民間借上げ住宅

※ 申請時に、仮設住宅か民間借上げ住宅の選択希望調査を行いますが、申請後の変更はできません。

4 問い合わせ先

※ 福島県土木部建築住宅課 相談窓口専用ダイヤル

024-521-7698

024-521-7867

※ 川内村災害対策本部内【一時提供住宅(応急仮設住宅・民間借上げ住宅)担当】
024-946-3382

自らの努力で福島県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の方へ

福島県では応急仮設住宅等を供給する以前から、自らの努力で福島県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民等のうち、要件を満たす世帯を対象に、当該民間賃貸住宅を県による借上げ住宅として取り扱いとすることとしました。

家賃の限度額

- ・ 月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含むことができる）の限度額6万円
- ・ 一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く）の場合は限度額9万円

その他詳しい内容・問い合わせ先、川内村災害対策本部 住宅班 024-946-3382

放射線量に関する情報

福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域・緊急時避難準備区域においては稲の作付け制限が示されています。川内村においても作付け自粛をお願いしている

ところであり、国と協議しながら適切な補償が行われるよう万全を期すこととし、繰り返し要請しているところです。また、村としてもこれまで数箇所 of 土壌調査と作物等のモニタリングを福島県に調査依頼してきたところです。その結果、川内村産の原木椎茸からは規定値以下であるものの、セシウム 134 と 137 が検出されました。また、牧草からは基準値を超える量が検出されておいます。

この緊急時モニタリングの結果を踏まえ平成 23 年 5 月 20 日現在における福島県産の食品について、別表のとおり摂取及び出荷の制限が出されましたので農作物等取り扱いについて摂取・出荷を差し控えるようお願いいたします。

更に、村独自に空間・土壌表面・樹木・アスファルト表面の放射線量を調査しました。空間線量については比較的低い数字となっていますが、土壌・樹木特にアスファルト表面はかなり高い数字となっていることから、農作業等において飛散した放射線を吸引する可能性も否定できないため屋外での作業は極力控えていただきますようお願いいたします。

摂取や出荷を差し控えるよう要請している福島県産の食品について

区分	品目	該当産出地	内容
野菜	非結球性葉菜類	福島市・二本松市・伊達市・本宮市・郡山市・須賀川市・田村市・相馬市・南相馬市・桑折町・国見町・川俣町 鏡石町・石川町・浅川町・古殿町・三春町・小野町・広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・新地町	摂取・出荷
		大玉村・天栄村・玉川村・平田村・川内村・葛尾村・飯館村	
	結球性葉菜類	田村市(東京電力株式会社福島原子力発電所から半径20km圏内に限る)・相馬市・南相馬市・川俣町(山木屋の区域に限る)・広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・新地町・川内村・葛尾村・飯館村	摂取・出荷
	アブラナ科花蕾類	福島市・二本松市・伊達市・本宮市・田村市(東京電力株式会社福島原子力発電所から半径20km圏内に限る) 相馬市・南相馬市・桑折町・国見町・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・新地町・大玉村 川内村・葛尾村・飯館村	摂取・出荷
	カブ	田村市(東京電力株式会社福島原子力発電所から半径20km圏内に限る)・相馬市・南相馬市・川俣町(山木屋の区域に限る)・広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・新地町・川内村・葛尾村・飯館村	出荷
	セリ	相馬市	出荷
工芸作物	生茶葉	塙町	出荷
山菜	ごごみ(路地)	福島市・桑折町	出荷
	たけのこ	いわき市・相馬市・南相馬市・伊達市・本宮市・桑折町・国見町・川俣町・天栄村・西郷村・平田村・三春町	出荷
きのこ	原木しいたけ(路地)	飯館村	摂取・出荷
		福島市・伊達市・本宮市・相馬市・南相馬市・田村市(東京電力株式会社福島原子力発電所から半径20km圏内に限る) 川俣町・浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町・広野町・葛尾村・川内村	出荷
畜産物	原乳	本県のうち下記の除く地域 (福島市・二本松市・伊達市・本宮市・郡山市・須賀川市・田村市(旧都路村の区域を除く)・白河市・喜多方市・相馬市・南相馬市(鹿島区のうち烏崎・大内・川子及び塩崎を除く区域に限る)・いわき市・国見町・川俣町(山木屋の区域を除く) 鏡石町・石川町・浅川町・古殿町・三春町・小野町・矢吹町・矢祭町・塙町・磐梯町・猪苗代町・三島町・会津美里町 下郷町・南会津町・新地町・大玉村・平田村・西郷村・泉崎村・中島村・鮫川村	出荷
水産物	コウナゴ	本県において水揚げされたもの	摂取・出荷
	ヤマメ	伊達市内の阿武隈川本流及び支流	採捕

【参考】

品目	左記の代表例
非結球性葉菜類	ホウレンソウ・コマツナ・カキナ・アブラナ・ちぢれ菜・紅葉苔・きたちな・カブレ菜・信夫冬菜・山東菜・べかな・非結球白菜・チンゲンサイ・パクチョイ・タアサイ・たかな・かつおな・からしな・みずな・たいさい・サラダ菜・サニーレタス・しゅんぎく・フダンソウ・なばな・さいしん・オータムボエム・かいらん つばみな・みずかけな・ケール・しろな・仙台雪菜・千宝菜・のざわな・べんり菜・山形みどり菜・わさびな・サンチュ・プチヴェール・ウルイ・畑ワサビ・花ワサビ・クレソン・ルッコラ・ナズナ・アイスプラント・葉ダイコン・ふきのとう・オカヒジキ・さんしょう(葉)・ジュウネン(葉)・ツルムラサキ・モロヘイヤ 等
結球性葉菜類	キャベツ・はくさい・結球レタス・芽キャベツ 等
アブラナ科花蕾類	ブロッコリー・カリフラワー・茎ブロッコリー 等
カブ	こかぶ・赤カブ 等

施設別放射線量測定結果
平成23年5月20日

単位: μ SV

施設名	空間	樹木	土壌	アスファルト
西山集会場	0.51	4.05	0.99	3.09
	0.56	3.99	1.24	3.11
手古岡集会場	0.57	1.74	4.24	6.87
	0.57	1.88	4.55	6.89
7区集会場	1.79	2.35	4.15	10.49
	1.52	2.41	4.11	9.84
ゆふね	1.51	5.83	5.92	15.71
	1.66	5.93	5.99	16.66
5区集会場	0.78	5.26	5.98	7.26
	0.83	2.91	4.82	5.37
川内中学校	0.76	3.46	1.98	5.28
	0.51	2.98	2.29	4.05
かわうちの湯	0.26	2.06	2.38	2.08
	0.33	2.09	2.41	2.95
役場	0.22	1.98	3.64	3.01
	0.29	1.79	3.63	3.61
4区集会場	0.26	2.42	2.61	3.38
	0.32	2.49	2.99	4.09
川内小学校	0.43	1.83	2.11	3.31
	0.43	1.91	2.19	3.33
自衛隊入り口	1.99	4.69	5.13	9.97
	2.79	5.09	6.67	13.21
1区集会場	0.71	1.58	3.49	3.99
	0.99	1.72	4.49	6.66
2区集会場	0.34	1.59	2.01	2.09
	0.54	1.76	2.65	3.31
いわなの郷	0.53	1.99	2.35	3.75
	0.64	1.65	1.71	3.88
農協川内支店	0.36	0.81	2.53	4.26
	0.44	0.91	2.51	11.73
川内郵便局	0.69	3.32	2.98	5.11
	0.78	3.33	3.09	5.51
郡信川内支店	0.77	5.26	5.66	7.14
	0.81	5.17	5.55	7.51
貝ノ坂①	-	-	-	-
	6.72	21.97	15.75	66.69
貝ノ坂②	-	-	-	-
	5.47	19.83	17.82	29.95
貝ノ坂③	-	-	-	-
	4.76	13.21	9.99	23.45
貝ノ坂④	-	-	-	-
	3.67	11.64	7.76	25.24
貝ノ坂⑤	-	-	-	-
	4.52	7.85	13.31	33.69
荻①	-	-	-	-
	3.39	19.21	13.31	33.69
荻②	-	-	-	-
	4.85	78.73	23.76	35.06
五枚沢集会場	-	-	-	-
	1.51	16.66	4.55	11.79
坂シ内①	-	-	-	-
	1.77	15.61	10.71	7.35

上段: H23. 5. 6
下段: H23. 5. 20

東北電力から電気料などの特別措置についてのお知らせ

当社は、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故に伴い「原子力災害対策特別措置法」に基づく避難指示等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域など）がなされた地域において、当該地域から避難されたお客さまよりお申し出があった場合に下記の電気料金等の特別措置を講ずることとし、平成23年5月17日に経済産業大臣へ認可申請を行い、同日認可されました。

本特別措置は、平成23年3月11日に遡及して実施し、実施日以降に避難されたお客さまからお申し出があった場合に適用いたします。（既に避難されているお客さまからお申し出があった場合は、避難された日まで遡って適用いたします。）

今回認可された電気料金等の特別措置の内容は、下記のとおりです。なお、2（電気料金の支払期限の延長など）および7（電気料金等の臨時精算の免除）については、避難元のご契約に加え、当社供給区域内の避難先でのご契約にも適用いたします。

記

1. 避難期間中の電気料金の免除

原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等により避難されたお客さま（以下、「避難されたお客さま」といいます。）の避難期間中の電気料金は申し受けません。（避難指示等解除日の半年後までを限度とします。）

2. 電気料金の支払期限の延長など

避難されたお客さまの電気料金（当社供給区域内の避難先での新たなご契約を含みます。）について、避難前月分^{（注1）}、避難当月分^{（注2）}、避難翌月分^{（注2）}および避難翌々月分^{（注2）}の支払期限^{※2}を、それぞれ、4ヵ月間、3ヵ月間、2ヵ月間、1ヵ月間、延長いたします。

あわせて、同月分の電気料金については、早収期間^{※3}が経過した後も早収料金を適用いたします。

注1）避難前月分については、早収期限日が避難日以降となる避難元の電気料金を対象とします。

注2）避難当月分、避難翌月分および避難翌々月分には、前記1（避難期間中の電気料金の免除）の措置により免除される電気料金は含まれません。

【連絡先】

東北電力コールセンター

フリーダイヤル 0120-175-655

受付時間 月～金（祝日除く）午前9時～午後8時まで

土（祝日除く）午前9時～午後5時まで

村内の空中線量(3月15日から5月21日まで)

測定日時	測定値 (μsv)
5/21 11:55	0.4
5/20 11:55	0.3
5/19 13:35	0.4
5/18 10:42	0.4
5/17 10:50	0.4
5/16 13:11	0.5
5/15 11:04	0.4
5/14 11:25	0.4
5/13 10:36	0.3
5/12 11:00	0.5
5/11 10:09	0.3
5/10 10:12	0.4
5/9 10:07	0.4
5/8 10:12	0.3
5/7 10:14	0.4
5/6 14:47	0.4
5/5 10:22	0.4
5/4 10:53	0.2
5/3 12:20	0.2
5/2 13:06	0.3
5/1 10:30	1.1 ※雨天

4/30 11:37	0.4
4/29 10:22	0.4
4/28 15:16	0.5
4/27 12:43	0.5
4/26 12:00	0.6
4/25 13:00	0.5
4/24 10:23	0.7
4/23 10:45	0.5
4/22 10:32	0.5
4/21 10:58	0.6
4/20 11:10	0.5
4/19 10:42	0.5
4/18 12:00	0.32
4/17 12:00	0.31
4/16 17:00	0.33
4/15 12:00	0.23
4/14 12:00	0.32
4/13 17:00	0.30
4/10 9:30	0.34
4/08 13:00	0.38
4/06 12:30	0.39
4/04 6:00	0.45

4/03 9:30	0.46
4/02 12:30	0.47
4/01 11:00	0.51
3/31 12:30	0.53
3/30 9:20	0.55
3/29 11:00	0.59
3/28 12:00	0.63
3/27 10:00	0.67
3/26 6:00	0.72
3/25 13:00	0.89
3/24 13:30	0.85
3/23 11:30	0.98
3/22 13:00	1.06
3/21 15:30	0.91
3/20 15:00	1.03
3/19	1.6
3/18	1.8
3/17	2.1
3/16 13:36	10.5

※測定地 川内村役場

※3月19日以前、4月15日以降は文部科学省データ参照
その他は村独自データ

村内の井戸水の放射線量について

5月24日までに川内村では数値は検出されませんでした。

※ND=数値が検出されず

採取日時	場所	水源の種類	検査結果
3月22日	上川内字町分	井戸水	ND
3月31日	上川内字平沢	井戸水	ND
4月4日	上川内字中里	井戸水	ND
4月6日	下川内字北川原	井戸水	ND
4月10日	下川内字坂シ内	井戸水	ND
4月14日	上川内字町分	井戸水	ND
4月18日	上川内字中里	井戸水	ND
4月26日	上川内字下原	浅井戸	ND
4月30日	上川内字竈場	浅井戸	ND
5月4日	上川内字館屋	表流水	ND

採取日時	場所	水源の種類	検査結果
5月10日	上川内字柿の内	井戸水	ND
5月12日	上川内字古町	井戸水	ND
5月14日	下川内字水上	井戸水	ND
5月16日	下川内字堂小屋	井戸水	ND
5月18日	下川内字道の下	井戸水	ND
5月20日	上川内字中里	井戸水	ND
5月22日	下川内字宮渡	井戸水	ND
5月24日	下川内字大蛇の神	浅井戸	ND

東日本大震災に係る川内村小中学生の就学費支援

川内村では、今回の大震災により自主避難された小学生及び中学生のいる世帯に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう給食費や学用品などの援助を行います。

1、対象世帯は平成23年3月11日現在川内村の小・中学校に在籍していた児童生徒及び激甚災害の指定を受けた市町村から転入し、4月1日以降小学校、中学校に就学児童生徒がいる世帯です。

ただし、転出市町村や避難先で生活保護及び準要保護等に認定され、同様の支援を受けている世帯は除きます。

2、支援内容

次の表の内、該当する費用を支援します。

支援する費用	支援限度額(年額)		支援対象経費
	小学校	中学校	
新入学児童生徒学用品費	19,900	22,900	小中学校に入学するための必要な物品の経費
学用品費	11,100	21,700	各教科、特別活動の学習にかかる経費
通学用品費	2,170	2,170	通学用の物品の経費(新入学児童生徒は除く)
校外活動費(日帰り)	1,510	2,180	遠足などの交通費と施設見学料
校外活動費(宿泊)	3,470	5,840	宿泊活動などの宿泊料や交通費、施設見学料
修学旅行費	実費額	実費額 (予算の範囲内)	修学旅行費の内、全体行動に係った経費
給食費	実費額	実費額	給食費として支払った経費
クラブ活動費	実費額	実費額	クラブ活動で保護者が負担する経費
生徒会費	実費額	実費額	児童生徒会活動で保護者が負担する経費
P T A会費	実費額	実費額	学校P T A活動で保護者が負担する経費

3、申請及び審査

大震災により申請が困難なことが予想されることから、[申請を省略し](#)、1に該当する[全世帯を対象とします](#)。

4、援助期間

就学費の援助は年度を単位として行う予定です。ただし、年度途中で、状況が変わった場合は、該当する月までとします。

5、支給方法

就学援助費の支給は、原則として年3回に分け学期ごとに、通学している学校長に受領を委任していただき、[教育委員会が学校長を通じて、対象となる保護者の方に支給](#)します。

ただし、給食費や教材費等及び現物給付をしたものは、差し引いて支給する場合があります。

なお、川内小学校及び川内中学校については、年6回に分け2カ月分を前払いにより支給する予定です。

6、目的外使用禁止

就学援助費はその給与の目的以外に使用してはならないことになっています。

Q&A

Q1：申請方法はどのようにすればよいか

A1：全員が対象となるため、申請は必要ありません。

Q2：現在避難している場所で既に就学支援の申請を行っている。どうすればよいか

A2：村教委と避難先学校(教委)とで直接協議を行います。

Q3：学校にかかるお金はすべて支給になるのか

A3：支給限度額があり、それに基づき支給をおこなうので、全額ではなくあくまでも援助と考えてほしい。

Q4：どのようにしてお金を受け取るのか

A4：原則として村教委から避難先学校(教委)を通じて支給となるため、保護者への直接支給ではありません。(就学先の市町村によって変わる事もあります)

義援金ありがとうございます

今回の災害により皆様から多くの義援金を頂きました。この義援金は復興や被災者支援のために活用させていただきます。

(敬称略、順不同、5月13日までに頂いた義援金です)

本間俊司、渡邊晋一、佐久間トク、菊池角雄・かね子、(株) ネットセーブ 有志一同、郡山南ライオンズクラブ会員一同、久保田則男、福島総合警備保障(株)、東京電力(株)、たかしま かずゆき、江川裕子、福島県町村会、どい ひろし、渡邊雅之、佐藤弘康、若松弘明、根岸輝子、伊東由紀子、東京技営 株式会社、(有)三宅商店三宅省悟、(株) 四季工房 八城利次、金子研吾、医療法人 金子医院 理事長 金子研吾、金子耳鼻咽喉科安積クリニック、新常磐交通、福島民報厚生文化事業団、日本共産党中央委員会、(財) 福島県市町村振興協会、(有) 小雀自動車工業 代表取締役 猪狩正義、(有) 平電子印刷所、鈴木公司(郡山富田町)、石川豊・瑞穂、水嶋敏夫・恭子、渡辺俊美、医療法人 美術館通りクリニック、吉田伸明、井出英雄、くらしま ゆうや・はるき、てらしま あきら、かなまる まさひと、全国町村会災害～、としま あさこ、すずき しげゆき、たかはし たけし、くらしま きみこ、(有) アド・プロ工芸社 代表取締役 大和田剛、おおつか、鈴木 晶子、鈴木 謙、こにし けんすけ、こしば やすお、柳沼電工(株)、芳賀啓・普子、林久美子、いけい まさき、たけだ ようこ、下郷町、さいとう みつぐ、すずき じゅん、猪狩 憲二、高田 豊子、しんどう りょうこ、さらしな しょう、はせくら たかこ、まえだ きょうこ、おかむら けいき、しばた きょうこ、さとう まさみ、すずき ていこ、みずたに ようこ、(株) MKSテクノ、河野佳巳、林静一、入沢康夫、すずきたかし、関根英夫、徳永房和、原口哲夫、草野杏平、中村勉、青木宏至、唐澤篤男、池山吉彬、虫明德治、加藤徳夫、ミヤタケコ、歷程同人 北畑光男、八木澤勝一、(有) フジックス、藤田一美、浜津寿恵、凜ちゃん、たまちゃん、(株) アトックス、徳成寺 虚空蔵講中一同、郡山市民歌謡協会、郡山信用金庫、かたくら しゅんたろう、久米信行、もりやま かの、宗 香、本居芳野、佐藤サヨ子、栗津則雄・社子、唐木美枝子、塩田和義、中村稔、武内重臣 たけうちしげおみ、伊東旺子、大和田安子、ニホンバンダイソウクリニック、佐々木亨、友松保幸、林由紀子、遠藤やす子、市川静代、イノウエ レイコ、第一法規(株)、ナカシマ ユキコ、中田三和子、平塚節子、カミトリ サナエ、日塔泰二、今井加代子、鶴見忠良、伊藤みち子、田川浩行、タカムラコウ タロウダンワカイ、石川さかえ、アキザワ ワタル、リッシュウコウセイカイ イチジキン、徳永房和 友人、望月武史、今村貞佳、元ふるたあきら記念館長、加藤ひとみ、ヨコタ トクオ、伊藤正住、前田毅、辻井喬、中村明、(株) コーチング/スタッフ、練馬区衣料品店長 茂呂茂雄、鈴木敬一、菅原薫、黒岩隆、ダム発電カンケイシチョウ、杉戸清彬、稲田祥宏、本多雄二、加藤徳恵、渋谷晴子、八坂安守・カツコ、カシワヒデキライディングス、遠藤梢、財部 鳥子、阿部 憲夫、東武建設(株) 東栄会、杉原 輝子、小田恵蔵内家族一同、尾鷲市 市長 岩田昭人、伊藤文江、西村眞、コグレ ユウジ、中村文昭、秋山慎作、馬場敏み、サトウ ヒロシ、浦野清、イトウ ノリコ、サカモト アツノブ、那須香、ナカヤマ カナ、高貝弘也、朝倉勇、新川和江、ツキオカ タエ、イトウ モモコ、箱崎耕平、ワダ マサノブ、星野晃一、戸谷邦弘、ナカノ タカユキ、タナカ ミノル、東京書籍(株)、近藤洋太、サクマ ヨシヒデ、関 頑亭、木浦江理子、木村八重子、オザト アケミ、甲田四郎、野井和光、宮澤依子、杉光真澄、会田秀介、鈴木仁孝、横井佐知子、北田弘嗣、キクチ ショウジ、ムナカタ リョウ、ヒラバヤシ ケイスケ、那珂太郎、タナカ マサユキ、カ) エヌエスデイ、関田善作、イノウエ アキラ、ナカトウ ヤスオ、堀内保子、望月治、北海道東川町、北海道東川町 議会議員一同、GALLOP-X に集まる仲間達

義援金の受付

川内村では、東日本大震災による避難者に対する生活支援及び災害復旧・復興のための義援金について、下記のとおり受付を行っています。

- ・名称 災害義援金
- ・口座番号 郡山信用金庫 川内支店 (普通預金 27622)
- ・口座名義

川内村会計管理者 出納室長 猪狩一

(カワウチムラカイケイカンリシャ スイトウシツチョウ イガリハシメ)

- ・その他記載 御氏名、御住所、電話番号

※お手数ですが義援金と分るように記入願います。

- ・振込手数料

東邦銀行各店の窓口及び全国の地方銀行の窓口(第2地銀を除く)での振込については手数料が免除されます。

川内村避難者

平成23年5月20日現在

区 分	男	女	計
種 別			
県内避難所	96	87	183
県内ホテル・旅館避難	249	226	475
県内借り上げアパート	206	205	411
その他の避難所（県内）	347	366	713
村内在住	143	101	244
自衛隊・広域・駐在	62	3	65
県内その他避難者	552	470	1,022
県内合計	1,103	988	2,091
県外避難者	425	500	925

戸籍の窓

出生（出生届は14日以内です）

氏名 猪狩 聖那
お母さん 真紀子さん
出生日 平成23年4月5日
住所 林

氏名 藤 朝喜
年齢 86歳
住所又は本籍 戸毛ノ森

氏名 藤 キミヨ
年齢 86歳
住所又は本籍 戸毛ノ森

氏名 遠藤 朝喜
年齢 61歳
住所又は本籍 後谷地

氏名 秋元 親
年齢 82歳
住所又は本籍 原

氏名 村山 元近
年齢 73歳
住所又は本籍 大四郎

氏名 三瓶 芳美
年齢 97歳
住所又は本籍 大蛇ノ神

氏名 渡部 玉子
年齢 88歳
住所又は本籍 古町

氏名 石井 エイ
年齢 91歳
住所又は本籍 町分

氏名 佐久間 一男
年齢 75歳
住所又は本籍 根岸

氏名 佐藤 啓一
年齢 62歳
住所又は本籍 宮坂

氏名 佐藤 初子
年齢 81歳
住所又は本籍 木ノ葉橋

氏名 横山 愛子
年齢 94歳
住所又は本籍 宮渡

氏名 佐久間 和夫
年齢 81歳
住所又は本籍 原

氏名 西山 銀造
年齢 90歳
住所又は本籍 手古岡

氏名 猪狩 義秋
年齢 84歳
住所又は本籍 久保

氏名 古山 彰
年齢 59歳
住所又は本籍 田ノ入

氏名 遠藤 勇男
年齢 83歳
住所又は本籍 糠馬喰

氏名 菅波 英弘
年齢 68歳
住所又は本籍 沼田

氏名 鈴木 夕ノ
年齢 90歳
住所又は本籍 原

氏名 熊谷 ハナ
年齢 90歳
住所又は本籍 手古岡

氏名 猪狩 英男
年齢 84歳
住所又は本籍 早渡

戸籍の窓に掲載を希望しない方は住民課住民係へ申し出て下さい。

※なお、川内村に住民登録されていない方でも掲載を希望する方は事前に住民課に申し出て下さい。

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆川内村災害対策本部		
総合窓口	024-946-8828 024-946-3375 024-946-3378	ビッグパレットふくしま 郡山市南2丁目52
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした 無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522	日弁連 (10時～15時：平日) 県弁護士会 (14時～16時：平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ (県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時(月～土) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時 は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室 (コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間:8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時：平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所

川内村災害対策本部からのお知らせメール

川内村災害対策本部から村内の放射線量や様々な支援関係などのお知らせをパソコンや携帯のメールに送信しています。

登録ご希望の方は川内村ホームページ「お知らせメール」から登録をして下さい。

なお、メール受信の制限設定されている方は

@kawauchimura.jp

をドメイン指定受信にご登録ください。

登録完了後に「お知らせメール読者登録のお知らせ」が届きます。

メールが届かない場合は、メール設定を確認して下さい。

